

学習者用端末等貸出に係る遵守事項

(タブレット端末及び電源ケーブル)

学習者用端末等を家庭学習で利用するに当たり、借用上の遵守事項を確認・同意の上、下の学習者用端末貸出申込書兼同意書の提出をお願いします。

【学習者用端末等借用上の遵守事項】

- 借用した機器は、学校や家庭のルールに従い、学習活動のみに使用します。
- 借用した機器の保証対象外となる盗難、紛失、故意又は重大な過失による破損等を生じさせた時は、その生じた損害に関する金銭その他による賠償の責任を負います。
- 借用した機器の紛失又は破損若しくは異変等があったときは、速やかに学校へ連絡することとします。
- 借用した機器を家庭で利用する際の電気代等の経費は保護者負担とします。
- 借用した機器の使用方法は、可能な限り自らで操作方法を理解し利用します。
- 公序良俗に反することや違反行為、極端な生活リズムを崩すような利用は行ってはいけません。
- 借用期間満了後に、速やかに学校へ機器を返却します。
- 転出等により、現在の学校に通学しなくなった場合は、直ちに借用した機器を返却します。
- その他学校若しくは市教育委員会から指示があるときは、その指示に従います。
- 借用した機器に対して、次のいずれも行っても行ってはいけません。
 - ・設定やパスワード等を変更し、又は新たに設定し、若しくは削除すること。
 - ・新たなソフトウェア等の導入又は既存のソフトウェア等を削除すること。
 - ・機器が個別に有する ID 又はパスワードを目的外に使用し、又は持ち出すこと。
 - ・使用を認められた児童生徒以外が使用すること。
 - ・上記の他、機器の教育利用を妨げる恐れのある一切のこと。

※ 学習者用端末等の実際の持ち帰りについては、学校のルールに従い、学校の許可を得た上で持ち帰ることになります。